

平成 30 年 3 月 14 日  
一部改正 平成 30 年 6 月 8 日

## 平成 29 年度地域少子化対策重点推進交付金（平成 29 年度補正予算）交付要綱

### （通則）

第 1 条 平成 29 年度地域少子化対策重点推進交付金（平成 29 年度補正予算）（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付の目的）

第 2 条 交付金は、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、「子育て安心プラン」の円滑な推進に資する取組を重点的に支援することとし、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。

### （交付の対象及び補助率）

第 3 条 内閣総理大臣は、都道府県が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として内閣総理大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

- (1) 平成 30 年 6 月 8 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官通知の別紙「平成 29 年度地域少子化対策重点推進事業実施要領（平成 29 年度補正予算）」（以下「実施要領」という。）の別記により都道府県が行う事業（以下「都道府県事業」という。）
  - (2) 実施要領の別記により市町村が行う事業に対し都道府県が交付金を交付する事業（以下「市町村事業」という。）
- 2 補助対象経費の区分、基準額、対象経費及び補助率は別添のとおりとする。
  - 3 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。
    - (1) 第 1 項の(1)に掲げる都道府県事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

別添の表の第 1 欄に定める都道府県事業区分で、第 3 欄に定める対象経費の実支額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 4 欄の補助率を乗じて得た額と、第 2 欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。
    - (2) 第 1 項の(2)に掲げる市町村事業に対する交付金は、次により算出するものとす

る。

ア 別添の表の第1欄に定める市町村事業区分で、市町村ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄の補助率を乗じて得た額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。

イ アにより算出された市町村ごとの額を合算する。

#### (申請手続)

第4条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県事業

ア 都道府県知事は、別紙様式第1による申請書を別途定める日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

(2) 市町村事業

ア 市町村の長は、別紙様式第2による申請書を、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第1による申請書を別途定める日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付決定の通知)

第5条 内閣総理大臣は、前条の規定による交付金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第3による交付金交付決定通知書を都道府県知事に送付するものとする。

#### (申請の取下げ)

第6条 都道府県知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第7条 都道府県知事は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、内閣総理大臣に届けなければならない。

2 都道府県知事は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(変更申請手続)

第8条 都道府県知事は、交付決定後に申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ別紙様式第4による変更交付申請書を内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 都道府県知事は、補助事業を中止又は廃止する場合は、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 都道府県知事は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに内閣総理大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 都道府県知事は、補助事業の遂行及び支出状況について内閣総理大臣の要求があったときは、速やかに別紙様式第5による状況報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県事業

都道府県知事は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日（第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第6の報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(2) 市町村事業

ア 市町村の長は、別紙様式第7を関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第6に関係書類を添えて、翌年度の4月10日（第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）までに内閣総理大臣に提出するものとする。

#### （交付金の額の確定等）

第13条 内閣総理大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知する。

2 内閣総理大臣は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第14条 都道府県知事は、前条の規定に基づく交付対象事業等に係る交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

#### （交付金の支払）

第15条 交付金は、第13条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第9による概算払請求書を内閣総理大臣に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

### (交付決定の取消等)

第 16 条 内閣総理大臣は、第 9 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 5 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく内閣総理大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県知事が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 内閣総理大臣は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 内閣総理大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 13 条第 3 項の規定を準用する。

### (財産の管理等)

第 17 条 都道府県知事は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させことがある。

### (財産の処分の制限)

第 18 条 取得財産等のうち適正化令第 13 条第 4 号の規定により、内閣総理大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、内閣総理大臣が定める期間とする。

3 都道府県知事は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

第19条 都道府県知事は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付金調書)

第20条 都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別紙様式第10による調書を作成しておかなければならない。

(間接補助に対して付すべき条件)

第21条 都道府県知事は、市町村の長に交付金を交付するときは、第7条から第20条（第12条、第13条及び第15条を除く。）までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(別添)

### 補助対象経費の区分及び補助率

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
都道府県事業	6, 666万円 (1億円(注1))	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	定額1／2相当 (注2) 定額2／3相当 (注3)
市町村事業	政令指定都市・中核市・特別区 1市区につき、2, 000万円 (3, 000万円(注1))  上記以外の市町村 1市町村につき、1, 000万円 (1, 500万円(注1))	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	定額1／2相当 (注2) 定額2／3相当 (注3)

注1:「企業・団体等による取組を含めた総合的な結婚・子育て支援」を実施する場合

注2:実施要領別記1に該当するもの。

注3:実施要領別記2～4に該当するもの。

別紙様式第1

番 号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

都道府県知事

印

平成29年度地域少子化対策重点推進交付金（平成29年度補正予算）の  
交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付金申請額	金	千円
内訳	都道府県事業 金	千円
	市町村事業 金	千円

2 添付書類

- (1) 平成29年度地域少子化対策重点推進交付金（平成29年度補正予算）所要額調（様式1-1）
- (2) 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施計画総括表（様式1-2）
- (3) 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施計画書（様式2-1、3-1）
- (4) 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施計画書個票（様式2-2、3-2）
- (5) 歳入歳出予算書（見込書）抄本

## 平成29年度地域少子化対策重点推進交付金(平成29年度補正予算)所要額調

区分	総事業費 A 千円	寄付金その他の収入額 B 千円	差引額 C(A-B) 千円	対象経費支出予定額 D 千円	基準額 E 千円	交付金所要額 F 千円	備考
1 都道府県事業							
2 市町村事業							
(1)(市町村名)							
(2)(市町村名)							
(3)(市町村名)							
(4)(市町村名)							
(5)(市町村名)							
3 合計(1+2)							

(注) 1 B欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。

2 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。

3 F欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額に別添表に定める補助率を乗じた額(千円未満切捨て)と、E欄を比較して少ない方の額を記入すること。

ただし、F欄について、上記金額に比して各自治体の個票の合計額の方が少ない場合にはその額を記入すること。

4 金額がない場合には「0」を記入すること。

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施計画総括表

都道府県名

事業実施者	事業一覧				所要見込額
	1 優良事例の横展開支援	2 総合的な結婚・子育て支援	3 地方自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援	4 企業・団体・学校等の創意工夫を活かした地域ぐるみの取組支援	
( )都・道・府・県					( )千円
( )市・町・村					( )千円
( )市・町・村					( )千円
( )市・町・村					( )千円
( )市・町・村					( )千円
( )市・町・村					( )千円
合計					( )千円

(注)

1 都道府県事業及び市町村事業について、全て記入すること。

2 「事業一覧」には、各事業実施計画書に記入した個別事業名を記入すること。

3 「所要見込額」には、都道府県事業及び市町村事業それぞれの計画全体の対象経費支出予定額を記入すること。交付金所要額を上段括弧書きすること。

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施計画書（都道府県分）

都道府県名

事業内容	3 地方自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援		所要見込額	千円
	個別事業名			
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	4 企業・団体・学校等の創意工夫を活かした地域ぐるみの取組支援		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無		「有」とした場合の事業名		

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。
- 2 「地域の実情と課題」には、これまでの都道府県における少子化対策の取組全体及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情と課題について記載する。
- 3 「都道府県における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付け」には、地域の実情及び課題を踏まえた、都道府県における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付けを記載する。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。
- 4 「少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、都道府県の少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標を達成予定期を含め記載する。また、各都道府県は少なくとも平成31年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施し、その結果を報告すること。
- 5 「参考指標」には、各都道府県の婚姻数、婚姻率、出生数、出生率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、毎年、その推移を報告する。
- 6 「上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無」は、地域少子化対策重点推進交付金との重複を排除するためのチェック欄です。（「無」が前提となります）
- 7 適宜参考となる資料を添付すること。

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施計画書（都道府県分）個票

都道府県名  
担当部署名

区分			
関連事業メニュー			
個別事業名			
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
所要見込額	千円	補助率：	(交付金所要額：千円)
個別事業の内容	(個別事業の内容)		
	・個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標		
	・市町村との連携・役割分担の考え方及び具体的方法		
	・民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法		
	・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項	(関係部局等) (配慮すること)	

・委託契約の有無 及び契約方式	<input type="checkbox"/> 有(以下の①～③から該当するものを選択してください) <input type="checkbox"/> 無 □①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等)      □②競争入札方式 □③随意契約〔事業の内容: (①を除く) [隨契の理由: ] ]
・システム等導入 に係る管財部局の 確認	該当する取組の有無: <input type="checkbox"/> 有 (取組名: ) <input type="checkbox"/> 無 □有の場合の担当部局 :

(注)

1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料（見積書等）を添付すること。併せて、「交付金所要額」には「所要見込額」に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）を記入すること。

2 「事業内容」には、個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

3 「個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような考え方のもとどのくらいの効果が見込めるのか、それを測るためにどのようなKPI及び定量的成果目標を決定したか、達成予定期限を含め記載すること。また、各都道府県は、個別事業ごとに効果検証を実施し、その詳細な結果を別に定める日までに報告すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

（過去に設定したKPIも別紙に記載すること。）

4 「市町村との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載する。

5 「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入する。

6 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようとする観点から、計画策定に当たり連携した関係部局等及び事業の実施に当たり連携する関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮することを具体的に記載すること。

7 「委託契約の有無及び契約方式」には、取組中の委託契約の有無及び有の場合には予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること。

8 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること。

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施計画書（市町村分）

市町村名

事業名			所要見込額	千円
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
地域の実情と課題 (これまでの市町村における少子化対策の取組全体及びその効果検証等から浮かび上がった地域の実情と課題について記述)				
市町村における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付け				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標				
参考指標	※婚姻数、婚姻率、出生数、出生率等			
1 優良事例の横展開支援  個別事業名  個別事業名  個別事業名  2 総合的な結婚・子育て支援  個別事業名  個別事業名  個別事業名	1 優良事例の横展開支援		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	2 総合的な結婚・子育て支援		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円

事業内容	3 地方自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	4 企業・団体・学校等の創意工夫を活かした地域ぐるみの取組支援		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無		「有」とした場合の事業名		

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。
- 2 「地域の実情と課題」には、これまでの市町村における少子化対策の取組全体及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情と課題について記載する。
- 3 「市町村における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付け」には、地域の実情及び課題を踏まえた、市町村における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付けを記載する。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。
- 4 「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、市町村の少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標を達成予定期限を含め記載する。また、各市町村は少なくとも平成31年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施し、都道府県にその結果を報告すること。
- 5 「参考指標」には、各市町村の婚姻数、婚姻率、出生数、出生率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、毎年、その推移を報告する。
- 6 「上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無」は、地域少子化対策重点推進交付金との重複を排除するためのチェック欄です。（「無」が前提となります）
- 7 適宜参考となる資料を添付すること。

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施計画書（市町村分）個票

市町村名

担当部署名

区分			
関連事業メニュー			
個別事業名			
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
所要見込額	千円 補助率： (交付金所要額： 千円)		
個別事業の内容	(個別事業の内容)		
	・個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標		
	・都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方法		
	・民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法		
	・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項	(関係部局等) (配慮すること)	

・委託契約の有無 及び契約方式	<input type="checkbox"/> 有(以下の①～③から該当するものを選択してください) <input type="checkbox"/> 無 □①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等)      □②競争入札方式 □③随意契約〔事業の内容: (①を除く) [隨契の理由:] ] ]
・システム等導入 に係る管財部局の 確認	該当する取組の有無: <input type="checkbox"/> 有 (取組名: ) <input type="checkbox"/> 無 □有の場合の担当部局 :

(注)

1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料（見積書等）を添付すること。併せて、「交付金所要額」には「所要見込額」に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）を記入すること。

2 「事業内容」には、個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

3 「個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような考え方のもとどのくらいの効果が見込めるのか、それを測るためにどのようなKPI及び定量的成果目標を決定したか、達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は、個別事業ごとに効果検証を実施し、都道府県にその詳細な結果を都道府県が別に定める日までに報告すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

（過去に設定したKPIも別紙に記載すること。）

4 「都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を都道府県との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載する。

5 「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入する。

6 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようする観点から、計画策定に当たり連携した関係部局等及び事業の実施に当たり連携する関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮することを具体的に記載すること。

7 「委託契約の有無及び契約方式」には、取組中の委託契約の有無及び有の場合には予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること。

8 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること。

別紙様式第2

番 号  
平成 年 月 日

都道府県知事殿

市町村の長

印

平成29年度地域少子化対策重点推進交付金（平成29年度補正予算）の  
交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付金申請額

金

千円

2 添付書類

- (1) 平成29年度地域少子化対策重点推進交付金（平成29年度補正予算）所要額調（様式1）
- (2) 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施計画総括表（様式2）
- (3) 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施計画書（様式3-1）
- (4) 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施計画書個票（様式3-2）
- (5) 岁入歳出予算書（見込書）抄本

## 平成29年度地域少子化対策重点推進交付金(平成29年度補正予算)所要額調

都道府県名

市町村名	総事業費 A 千円	寄付金その他の収入額 B 千円	差引額 C(A-B) 千円	対象経費支出予定額 D 千円	基準額 E 千円	交付金所要額 F 千円	備考
市町村名							

(注) 1 B欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。

2 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。

3 F欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額に別添表に定める補助率を乗じた額(千円未満切捨て)と、E欄を比較して少ない方の額を記入すること。

ただし、F欄について、上記金額に比して各自治体の個票の合計額の方が少ない場合にはその額を記入すること。

4 金額がない場合には「0」を記入すること。

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施計画総括表

都道府県名

事業実施者	事業一覧				所要見込額 千円
	1 優良事例の横展開支援	2 総合的な結婚・子育て支援	3 地方自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援	4 企業・団体・学校等の創意工夫を活かした地域ぐるみの取組支援	
					( )

(注)

1 「事業一覧」には、各事業実施計画書に記入した個別事業名を記入すること。

2 「所要見込額」には、市町村事業の計画全体の対象経費支出予定額を記入すること。交付金所要額を上段括弧書きすること。

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施計画書（市町村分）

市町村名

事業名			所要見込額	千円
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
地域の実情と課題 (これまでの市町村における少子化対策の取組全体及びその効果検証等から浮かび上がった地域の実情と課題について記述)				
市町村における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付け				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標				
参考指標	※婚姻数、婚姻率、出生数、出生率等			
1 優良事例の横展開支援  個別事業名  個別事業名  個別事業名  2 総合的な結婚・子育て支援  個別事業名  個別事業名  個別事業名	1 優良事例の横展開支援		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	2 総合的な結婚・子育て支援		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円

事業内容	3 地方自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	4 企業・団体・学校等の創意工夫を活かした地域ぐるみの取組支援		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
	個別事業名		所要見込額	千円
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無		「有」とした場合の事業名		

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。
- 2 「地域の実情と課題」には、これまでの市町村における少子化対策の取組全体及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情と課題について記載する。
- 3 「市町村における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付け」には、地域の実情及び課題を踏まえた、市町村における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付けを記載する。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。
- 4 「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、市町村の少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標を達成予定期限を含め記載する。また、各市町村は少なくとも平成31年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施し、都道府県にその結果を報告すること。
- 5 「参考指標」には、各市町村の婚姻数、婚姻率、出生数、出生率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、毎年、その推移を報告する。
- 6 「上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無」は、地域少子化対策重点推進交付金との重複を排除するためのチェック欄です。（「無」が前提となります）
- 7 適宜参考となる資料を添付すること。

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施計画書（市町村分）個票

<u>市町村名</u>	
<u>担当部署名</u>	

区分			
関連事業メニュー			
個別事業名			
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
所要見込額	千円 補助率： (交付金所要額： 千円)		
個別事業の内容	(個別事業の内容)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項</li> </ul>	(関係部局等) (配慮すること)	

・委託契約の有無 及び契約方式	<input type="checkbox"/> 有(以下の①～③から該当するものを選択してください) <input type="checkbox"/> 無 □①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等)      □②競争入札方式 □③随意契約〔事業の内容: (①を除く) [隨契の理由:] ] ]
・システム等導入 に係る管財部局の 確認	該当する取組の有無: <input type="checkbox"/> 有 (取組名: ) <input type="checkbox"/> 無 □有の場合の担当部局 :

(注)

1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料（見積書等）を添付すること。併せて、「交付金所要額」には「所要見込額」に補助率を乗じた額（千円未満切り捨て）を記入すること。

2 「事業内容」には、個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

3 「個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような考え方のもとどのくらいの効果が見込めるのか、それを測るためにどのようなKPI及び定量的成果目標を決定したか、達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は、個別事業ごとに効果検証を実施し、都道府県にその詳細な結果を都道府県が別に定める日までに報告すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

（過去に設定したKPIも別紙に記載すること。）

4 「都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を都道府県との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載する。

5 「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入する。

6 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようする観点から、計画策定に当たり連携した関係部局等及び事業の実施に当たり連携する関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮することを具体的に記載すること。

7 「委託契約の有無及び契約方式」には、取組中の委託契約の有無及び有の場合には予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること。

8 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること。

## 平成 29 年度地域少子化対策重点推進交付金(平成 29 年度補正予算)交付決定通知書

(都道府県名)

平成 年 月 日付け 番 号で申請のあった平成 29 年度地域少子化対策重点推進交付金(平成 29 年度補正予算)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 氏 名



印

1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 30 年 月 日付け 番 号 内閣府事務次官通知の別紙「平成 29 年度地域少子化対策重点推進交付金(平成 29 年度補正予算)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の第3条に定める事業であり、その内容は平成 年 月 日付け 番 号 申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	千円
変更後交付決定額	金	千円
既交付決定額	金	千円
変更増減額	金	千円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額	
都道府県事業	変更後交付決定額	金 千円	金 千円
	既交付決定額	金 千円	金 千円
	変更増減額	金 千円	金 千円
市町村事業	変更後交付決定額	金 千円	金 千円
	既交付決定額	金 千円	金 千円
	変更増減額	金 千円	金 千円

4 交付金の額の確定は、交付要綱の第3条に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の第12条に定めるところにより行わなければならない。

6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをことができる期限は、平成 年 月 日とする。

別紙様式第4

番号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事

印

平成29年度地域少子化対策重点推進交付金(平成29年度補正予算)の変更  
交付申請について

平成 年 月 日付け 番号で交付決定を受けた標記交付金については、次  
により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 今回追加交付（一部取消）申請額	金	千円
内訳 交付金既交付決定額	金	千円
変更後交付金所要額	金	千円

		交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付（一 部取消）申請額 (B)-(A)
平成29年度地域少子化対策重 点推進交付金(平成29年度補 正予算)		千円	千円	千円
内 訳	都道府県事業			
	市町村事業			

2 変更を必要とする理由

3 変更に要する諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

別紙様式第5

番 号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事

印

平成29年度地域少子化対策重点推進事業(平成29年度補正予算)  
状況報告について

平成 年 月 日付け 番 号をもって報告を求められた〇〇事業の遂行状況  
について、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の遂行状況(平成 年 月 日現在)
2. 事業に要する経費の収支状況
3. その他参考となる事項

(注)

- 1 「事業の遂行状況」については、本交付金の補助対象事業の実施状況のみの記入で差し支えない(既存事業や他の補助金等を活用した事業に関する状況の記入は要しない。)。
- 2 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。

別紙様式第6

番 号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事

印

平成 29 年度地域少子化対策重点推進交付金(平成 29 年度補正予算)の事業実績報告について

平成 年 月 日付け 番 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 平成 29 年度地域少子化対策重点推進交付金(平成 29 年度補正予算)精算書(様式1-1)
- 2 平成 29 年度地域少子化対策重点推進事業(平成 29 年度補正予算)実施報告総括表(様式1-2)
- 3 平成 29 年度地域少子化対策重点推進事業(平成 29 年度補正予算)実施報告書(様式2-1、3-1)
- 4 平成 29 年度地域少子化対策重点推進事業(平成 29 年度補正予算)実施報告書個票(様式2-2、3-2)
- 5 歳入歳出決算書(見込書)抄本  
(内訳として、支給実績内訳書(任意様式)等を添付すること。)

## 平成29年度地域少子化対策重点推進交付金(平成29年度補正予算)精算書

区分	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	対象経費 実支出額 D 円	基準額 E 円	交付金所要額 F 円	交付金 交付決定額 G 円	交付金 受入済額 H 円	差引過不足額 H-F 円		備考
									超過額 I 円	不足額 J 円	
1 都道府県業											
2 市町村事業											
(1)(市町村名)											
(2)(市町村名)											
(3)(市町村名)											
(4)(市町村名)											
(5)(市町村名)											
3 合 計(1+2)											

(注) 1 B欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。

2 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。

3 F欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額に別添表に定める補助率を乗じた額(円未満切捨て)と、G欄を比較して少ない方の額を記入すること。

ただし、F欄について、上記金額に比して各自治体の個票の合計額の方が少ない場合にはその額を記入すること。

4 I欄の合計がJ欄の合計を超えている場合には返納額を、J欄の合計がI欄を超えている場合には精算払額をK欄に記載すること。

5 金額がない場合には「0」を記入すること。

精算払額・返納額 K

円

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施報告総括表

都道府県名

事業実施者	事業一覧				実績額
	1 優良事例の横展開支援	2 総合的な結婚・子育て支援	3 地方自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援	4 企業・団体・学校等の創意工夫を活かした地域ぐるみの取組支援	
( )都・道・府・県					( ) 円
( )市・町・村					( ) 円
( )市・町・村					( ) 円
( )市・町・村					( ) 円
( )市・町・村					( ) 円
( )市・町・村					( ) 円
合計					( ) 円

(注)

1 都道府県事業及び市町村事業について、全て記入すること。

2 「事業一覧」には、各事業実施計画書に記入した個別事業名を記入すること。

3 「実績額」には、都道府県事業及び市町村事業それぞれの個別事業の対象経費実支出額の合計を記入すること。交付金所要額を上段括弧書きすること。

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施報告書（都道府県分）

都道府県名

事業名			実績額	円
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
地域の実情と課題 (これまでの都道府県における少子化対策の取組全体及びその効果検証等から浮かび上がった地域の実情と課題について記述)				
都道府県における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付け				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標				
参考指標	※婚姻数、婚姻率、出生数、出生率等			
1 優良事例の横展開支援  個別事業名 個別事業名 個別事業名  2 総合的な結婚・子育て支援  個別事業名 個別事業名 個別事業名			実績額	千円
	個別事業名		実績額	千円
	個別事業名		実績額	千円
	個別事業名		実績額	千円
	2 総合的な結婚・子育て支援		実績額	千円
	個別事業名		実績額	千円
	個別事業名		実績額	千円
	個別事業名		実績額	千円

事業内容	3 地方自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援		実績額	千円
	個別事業名		実績額	千円
	個別事業名		実績額	千円
	個別事業名		実績額	千円
	4 企業・団体・学校等の創意工夫を活かした地域ぐるみの取組支援		実績額	千円
	個別事業名		実績額	千円
	個別事業名		実績額	千円
	個別事業名		実績額	千円
内閣府「地方創生推進交付金」の活用実績				

(注)

- 1 「実績額」には、本交付金の対象経費実支出額を記入すること。
- 2 「地域の実情と課題」には、これまでの都道府県における少子化対策の取組全体及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情と課題について記載する。
- 3 「都道府県における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付け」には、地域の実情及び課題を踏まえた、都道府県における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付けを記載する。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されたかについて記載すること。
- 4 「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、都道府県の少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標を達成予定期を含め記載する。また、各都道府県は少なくとも平成31年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施し、その結果を報告すること。
- 5 「参考指標」には、各都道府県の婚姻数、婚姻率、出生数、出生率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、毎年、その推移を報告する。
- 6 「内閣府「地方創生推進交付金」の活用実績」は、地域少子化対策重点推進交付金との重複を排除するためのチェック欄です。  
(「無」が前提となります)
- 7 適宜参考となる資料を添付すること。

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施報告書（都道府県分）個票

都道府県名  
担当部署名

区分			
関連事業メニュー			
個別事業名			
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
実績額	円	補助率：	(交付金所要額： 円)
(個別事業の実績)			
個別事業の実績	・個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標の結果		
	・市町村との連携・役割分担の取り組み結果		
	・民間事業者との連携・役割分担の取り組み結果		
	・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項	(関係部局等) (配慮すること)	

・委託契約の有無 及び契約方式	<input type="checkbox"/> 有(以下の①～③から該当するものを選択してください) <input type="checkbox"/> 無 □①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等) <input type="checkbox"/> ②競争入札方式 □③随意契約〔事業の内容: (①を除く) [隨契の理由: ] ]
・システム等導入 に係る管財部局の 確認	該当する取組の有無: <input type="checkbox"/> 有 (取組名: ) <input type="checkbox"/> 無 □有の場合の担当部局 :

(注)

1 「実績額」には、本交付金の対象経費実支出額を記入すること。併せて、「交付金所要額」には「実績額」に補助率を乗じた額(円未満切り捨て)を記入すること。

2 「個別事業の実績」には、個別事業の具体的な実績を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

3 「個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標の結果」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような成果となったか記載すること。なお、各都道府県は、個別事業ごとに効果検証を実施し、その詳細な結果を別に定める日までに報告すること。

(過去に設定したKPIも記載すること。)

4 「市町村との連携・役割分担の取組結果」には、本個別事業を市町村と連携のもと実施した場合、その取組結果を記載する。

5 「民間事業者との連携・役割分担の取組結果」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施した場合、その取組結果を記載する。

6 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようとする観点から、計画策定及び事業実施に当たり連携した関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮したこと具体的に記載すること。

7 「委託契約の有無及び契約方式」には、委託契約の有無及び有の場合には契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を行った場合は、事業の内容及び随意契約とした理由を記載すること。

8 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること。

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施報告書（市町村分）

都道府県名

事業内容	3 地方自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援		実績額	円
	個別事業名		実績額	円
	個別事業名		実績額	円
	個別事業名		実績額	円
	4 企業・団体・学校等の創意工夫を活かした地域ぐるみの取組支援		実績額	円
	個別事業名		実績額	円
	個別事業名		実績額	円
	個別事業名		実績額	円
内閣府「地方創生推進交付金」の活用実績				

(注)

- 1 「実績額」には、本交付金の対象経費実支出額を記入すること。
- 2 「地域の実情と課題」には、これまでの市町村における少子化対策の取組全体及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情と課題について記載する。
- 3 「市町村における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付け」には、地域の実情及び課題を踏まえた、市町村における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付けを記載する。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されたかについて記載すること。
- 4 「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、市町村の少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標を達成予定期を含め記載する。また、各市町村は少なくとも平成31年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施し、都道府県にその結果を報告すること。
- 5 「参考指標」には、各市町村の婚姻数、婚姻率、出生数、出生率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、毎年、その推移を報告する。
- 6 「内閣府「地方創生推進交付金」の活用実績」は、地域少子化対策重点推進交付金との重複を排除するためのチェック欄です。  
(「無」が前提となります)
- 7 適宜参考となる資料を添付すること。

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施報告書（市町村分）個票

市町村名

担当部署名

区分			
関連事業メニュー			
個別事業名			
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
実績額	円	補助率：	(交付金所要額： 円)
(個別事業の実績)			
個別事業の内容	・個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標の結果		
	・都道府県との連携・役割分担の取り組み結果		
	・民間事業者との連携・役割分担の取り組み結果		
	・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項	(関係部局等) (配慮すること)	

・委託契約の有無 及び契約方式	<input type="checkbox"/> 有(以下の①～③から該当するものを選択してください) <input type="checkbox"/> 無 □①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等)      □②競争入札方式 □③随意契約〔事業の内容: (①を除く) [隨契の理由: ] ]
・システム等導入 に係る管財部局の 確認	該当する取組の有無: <input type="checkbox"/> 有 (取組名: ) <input type="checkbox"/> 無 □有の場合の担当部局 :

(注)

1 「実績額」には、本交付金の対象経費実支出額を記入すること。併せて、「交付金所要額」には「実績額」に補助率を乗じた額(円未満切り捨て)を記入すること。

2 「個別事業の実績」には、個別事業の具体的な実績を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

3 「個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標の結果」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような成果となったか記載すること。なお、各市町村は、個別事業ごとに効果検証を実施し、都道府県にその詳細な結果を都道府県が別に定める日までに報告すること。

(過去に設定したKPIも記載すること。)

4 「都道府県との連携・役割分担の取組結果」には、本個別事業を都道府県との連携のもと実施した場合、その取組結果を記載する。

5 「民間事業者との連携・役割分担の取組結果」には、本個別事業を都道府県との連携のもと実施した場合、その取組結果を記載する。

6 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようにする観点から、計画策定及び事業実施に当たり連携した関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮したこと具体的に記載すること。

7 「委託契約の有無及び契約方式」には、委託契約の有無及び有の場合には契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を行った場合は、事業の内容及び随意契約とした理由を記載すること。

8 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること。

別紙様式第7

番 号  
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

市町村の長

印

平成 29 年度地域少子化対策重点推進交付金(平成 29 年度補正予算)の事業実績報告について

平成 年 月 日付け 番 号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 平成 29 年度地域少子化対策重点推進交付金(平成 29 年度補正予算)精算書(様式1)
- 2 平成 29 年度地域少子化対策重点推進事業(平成 29 年度補正予算)実施報告総括表(様式2)
- 3 平成 29 年度地域少子化対策重点推進事業(平成 29 年度補正予算)実施報告書(様式3-1)
- 4 平成 29 年度地域少子化対策重点推進事業(平成 29 年度補正予算)実施報告書個票(様式3-2)
- 5 歳入歳出決算書(見込書)抄本  
(内訳として、支給実績内訳書(任意様式)等を添付すること。)

## 平成29年度地域少子化対策重点推進交付金(平成29年度補正予算)精算書

都道府県名

市町村名	総事業費 A 円	寄付金その他 の収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	対象経費 実支出額 D 円	基準額 E 円	交付金所要額 F 円	交付金 交付決定額 G 円	交付金 受入済額 H 円	差引過不足額 H-F I 円		備考
									超過額 I 円	不足額 J 円	
市町村名											

(注) 1 B欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。

2 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。

3 F欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額に別添表に定める補助率を乗じた額(円未満切捨て)と、G欄を比較して少ない方の額を記入すること。

ただし、F欄について、上記金額に比して各自治体の個票の合計額の方が少ない場合にはその額を記入すること。

4 I欄の合計がJ欄の合計を超えている場合には返納額を、J欄の合計がI欄の合計を超えている場合には精算払額をK欄に記載すること。

5 金額がない場合には「0」を記入すること。

精算払額・返納額 K

円

## 様式2

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施報告総括表

都道府県名

事業実施者	事業一覧				実績額
	1 優良事例の横展開支援	2 総合的な結婚・子育て支援	3 地方自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援	4 企業・団体・学校等の創意工夫を活かした地域ぐるみの取組支援	
( ) 市・町・村					( ) 円

(注)

1 「事業一覧」には、各事業実施計画書に記入した個別事業名を記入すること。

2 「実績額」には、市町村事業の個別事業の対象経費実支出額の合計を記入すること。交付金所要額を上段括弧書きすること。

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施報告書（市町村分）

### 都道府県名

事業内容	3 地方自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援		実績額	円
	個別事業名		実績額	円
	個別事業名		実績額	円
	個別事業名		実績額	円
	4 企業・団体・学校等の創意工夫を活かした地域ぐるみの取組支援		実績額	円
	個別事業名		実績額	円
	個別事業名		実績額	円
	個別事業名		実績額	円
内閣府「地方創生推進交付金」の活用実績				

(注)

- 1 「実績額」には、本交付金の対象経費実支出額を記入すること。
- 2 「地域の実情と課題」には、これまでの市町村における少子化対策の取組全体及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情と課題について記載する。
- 3 「市町村における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付け」には、地域の実情及び課題を踏まえた、市町村における少子化対策の全体像及びその中の本事業の位置付けを記載する。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されたかについて記載すること。
- 4 「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、市町村の少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標を達成予定期を含め記載する。また、各市町村は少なくとも平成31年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施し、都道府県にその結果を報告すること。
- 5 「参考指標」には、各市町村の婚姻数、婚姻率、出生数、出生率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、毎年、その推移を報告する。
- 6 「内閣府「地方創生推進交付金」の活用実績」は、地域少子化対策重点推進交付金との重複を排除するためのチェック欄です。  
(「無」が前提となります)
- 7 適宜参考となる資料を添付すること。

## 平成29年度地域少子化対策重点推進事業（平成29年度補正予算）実施報告書（市町村分）個票

市町村名

担当部署名

区分			
関連事業メニュー			
個別事業名			
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
実績額	円	補助率：	(交付金所要額： 円)
(個別事業の実績)			
個別事業の内容	・個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標の結果		
	・都道府県との連携・役割分担の取り組み結果		
	・民間事業者との連携・役割分担の取り組み結果		
	・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項	(関係部局等) (配慮すること)	

・委託契約の有無 及び契約方式	<input type="checkbox"/> 有(以下の①～③から該当するものを選択してください) <input type="checkbox"/> 無 □①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等)      □②競争入札方式 □③随意契約〔事業の内容: (①を除く) [隨契の理由: ] ]
・システム等導入 に係る管財部局の 確認	該当する取組の有無: <input type="checkbox"/> 有 (取組名: ) <input type="checkbox"/> 無 □有の場合の担当部局 :

(注)

1 「実績額」には、本交付金の対象経費実支出額を記入すること。併せて、「交付金所要額」には「実績額」に補助率を乗じた額(円未満切り捨て)を記入すること。

2 「個別事業の実績」には、個別事業の具体的な実績を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

3 「個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標の結果」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような成果となったか記載すること。なお、各市町村は、個別事業ごとに効果検証を実施し、都道府県にその詳細な結果を都道府県が別に定める日までに報告すること。

(過去に設定したKPIも記載すること。)

4 「都道府県との連携・役割分担の取組結果」には、本個別事業を都道府県との連携のもと実施した場合、その取組結果を記載する。

5 「民間事業者との連携・役割分担の取組結果」には、本個別事業を都道府県との連携のもと実施した場合、その取組結果を記載する。

6 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようにする観点から、計画策定及び事業実施に当たり連携した関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮したこと具体的に記載すること。

7 「委託契約の有無及び契約方式」には、委託契約の有無及び有の場合には契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を行った場合は、事業の内容及び随意契約とした理由を記載すること。

8 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること。

別紙様式第8

番号  
平成 年月日

内閣総理大臣殿

都道府県知事

印

平成29年度地域少子化対策重点推進交付金（平成29年度補正予算）に係る  
消費税等仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 番 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました  
交付金について、平成29年度地域少子化対策重点推進交付金（平成29年度補正予  
算）交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 平成29年度地域少子化対策重点推進交付金（平成29年度補正予算）  
交付要綱第13条の規定による交付金額の確定額  
(平成 年 月 日付け 番 号による交付金交付決定額)

金 円

2 実績報告時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円

3 消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2) 金 円

(注) 事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

## 別紙様式第9

番 号  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

都道府県知事

印

## 平成29年度地域少子化対策重点推進交付金（平成29年度補正予算）概算払請求書

平成 年 月 日付け 番 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記により金 千円を概算払によって交付を受けるため、平成29年度地域少子化対策重点推進交付金（平成29年度補正予算）交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求する。

記

平成 年 月 日現在

区分	交付決定済額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 $A - (B + C)$	事業完了 予定 年月日
平成29年度地域少子化対策重点推進交付金 (平成29年度補正予算) )					

## 別紙様式第10

## 平成29年度地域少子化対策重点推進交付金(平成29年度補正予算)調書

平成 年度内閣府所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体									備考
歳出予算科目	交付決定の額	交付率	歳入			歳出						備考
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金 相当額	支出済額	うち交付金 相当額		
	円			円	円		円	円	円	円		

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。